

第 3 編

震災対策計画編

◆第 1 章 災害予防計画

〈震災対策計画編の記述について〉

突発的な地震による災害には、建物倒壊、地すべり、がけ崩れ、土石流、洪水、更には火災の多発などが考えられる。これらの災害は、風水害や火災等とは発生要因が異なるものの、災害対策上とるべき施策としては体系的、内容的に見ておおむね同様である。

そこで、「震災対策計画編」では、実施すべき対策とその基本的な方針について記述した上で、具体的な施策については「基本計画編」の各施策を準用している。ただし、地震災害対策として独特の内容がある場合は、その対策の中に加筆している。

第1節 避難行動計画

(全 部)

地震災害発生時に円滑な避難を行うためには、平常時からの取組みが重要である。そのため、村、県及びその他防災関係機関は、日頃から適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

具体的な計画については、基本計画編第1章第1節「避難行動計画」に準ずる。

第2節 避難生活計画

(全 部)

村は、避難所の指定や避難所運営訓練等、日頃から地域住民と協力し、地震災害発生時に円滑な避難所運営ができるよう努める。また、在宅被災者等についても、必要な情報や物資を確実に受け取れるよう、その支援体制の整備に努める。

具体的な計画については、基本計画編第1章第2節「避難生活計画」に準ずる。

第3節 帰宅困難者対策計画

(総務課)

大規模な地震により、バス等の公共交通機関が運行に支障を来した場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想される。

村は、県及び関係機関の協力のもと、東日本大震災の事例や教訓を踏まえて帰宅困難者対策の推進を図る。

1 帰宅困難者について

帰宅困難者の定義としては、地震により、通勤、通学、買い物、観光等で外出し、交通機関の途絶等により自宅への帰宅が困難になる者をいう。

2 普及啓発

村は、「むやみに移動しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、各主体に対し以下の内容の啓発を行うこととする。

(1) 住民への普及啓発

住民に対し、地震発生時には帰宅困難になる場合があること、日頃からの備え、家族との安否確認方法や災害時帰宅支援ステーションについて啓発を行う。

(2) 企業等への普及啓発

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくためのルールづくりや、そのための食料、飲料水、毛布などの備蓄について啓発を行う。

その際、従業員の安否確認手段の確保や、出勤時間帯や帰宅時間帯に発災した場合など、発災時間帯別の従業員の対応についても定めることを働きかける。

(3) 集客施設や公共交通機関への普及啓発

集客施設や公共交通機関に対して、地震発生時における利用者の安全確保計画の作成や、施設の安全確保対策の啓発を行う。

3 災害時帰宅困難者への支援対策

(1) 一時滞在施設の確保

村は、所管する施設や関係施設を指定するなどして、帰宅困難者のための一時滞在施設の確保に努める。その際、民間事業者にも協力を求めるよう努める。

(2) 情報提供の体制づくり

村は、一時滞在施設に関する情報、バス等の運行や復旧情報に関する情報等を迅速に提供できるよう、ホームページやエリアメール、緊急速報メール等の活用や、関係機関と連携した情報提供体制を整備する。その際、発災時は情報伝達手段が限られることから、多様な情報伝達手段の確保に努める。

〔県〕

県は、関西広域連合と連携して災害時帰宅支援ステーション協力事業者の確保に努めるなど、徒歩による帰宅を行う者に対しての支援体制の整備を図る。

第4節 要配慮者の安全確保計画

(総務課・住民福祉課)

要配慮者とは災害時に特別な援護を必要とする者であり、一般的には、高齢者、しょうがい者、妊産婦、乳幼児、外国人等があげられる。その中でも、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者は「避難行動要支援者」とされ、その名簿作成が義務づけられた。なお、平常時には支援が必要でなくとも、被災による負傷や長期間の避難生活等により要配慮者になりうる点にも留意が必要である。

具体的な計画については、基本計画編第1章第3節「要配慮者の安全確保計画」に準ずる。

第5節 住宅応急対策予防計画

(総務課・地域振興課・農林建設課)

村は県と連携し、(一社)プレハブ建築協会との連携や、県産材を利用した応急仮設住宅の供給等、迅速に応急住宅を提供できる体制の整備に努める。さらに、大規模災害時には広域的な観点に立った実質的な供給体制が構築できるよう、関係機関との検討・調整に努める。

具体的な計画については、基本計画編第1章第4節「住宅応急対策予防計画」に準ずる。

第6節 防災教育計画

(総務課・教育委員会)

地震災害発生時における被害の軽減を図るため、村は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図ることはもとより、住民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい知識を身につけるため、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める。

具体的な計画については、基本計画編第1章第5節「防災教育計画」に準ずる。

第7節 防災訓練計画

(総務課)

大規模地震発生時において、住民（自主防災組織等）、村、県、防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、地震防災訓練を実施する。特に「住民避難」は、災害による死者をなくす、人命を守るために重要であり、村は住民参加型の避難訓練、避難所開設・運営訓練が積極的に行われるよう必要な支援をしていく。

具体的な計画については、基本計画編第1章第6節「防災訓練計画」に準ずる。

なお、緊急地震速報が発表された場合に取りべき行動等の研修会等についても積極的に計画に盛り込むこととする。

第8節 自主防災組織の育成に関する計画

(総務課)

地震の最初の一撃から、もっとも重視すべき人命を救うためには、発災直後の近隣住民同士による救出・救護活動が極めて重要となる。このため、地域住民は平常時からコミュニケーションを図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識をもって訓練などの防災活動に自発的に取り組むことが重要である。

村は、この取組みに対して適切な支援、助言及び指導を行い、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成を図る。

平常時及び地震発生時における住民や自主防災組織の果たすべき役割については、基本計画編第1章第7節「自主防災組織の育成に関する計画」に準ずる。ただし、地震発生時に住民が実施する事項については以下による。

- (1) まず我が身の安全を図る。
- (2) すばやく火の始末をする。
- (3) 火が出たら、まず消火する。
- (4) あわてて戸外に飛び出さず、出口を確保する。
- (5) 狭い路地、塀のわき、がけ、川や谷には近寄らない。
- (6) 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
- (7) 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- (8) みんなが協力しあって、応急救護を行う。

- (9) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (10) 秩序を守り、衛生に注意する。
- (11) 電話の利用を自粛する。

また、自主防災組織の育成強化についても、基本計画編と同様に組織づくりを推進しなければならない。

第9節 ボランティア活動支援環境整備計画

(住民福祉課)

大規模地震発生時には、個人のほか、専門技能グループを含む大量の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。このため、村は、大規模地震発生時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織など幅広いボランティアの活動体制整備に協力する。

具体的な計画については、基本計画編第1章第8節「ボランティア活動支援環境整備計画」に準ずる。

第10節 建築物等災害予防計画

(農林建設課)

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、「山添村耐震改修促進計画」(資料11-4 参照)に基づき、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

1 村有建築物の耐震性の確保

(1) 防災上重要な役割を果たす建築物

村は、防災拠点となる役場等の庁舎、被災者の救護活動を担当する地域の医療機関のうち中心的な役割を果たす病院、避難所となる学校、体育館、公民館等の新築については「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準ずるよう、また、当該既存建築物についても同基準に基づく耐震診断・改修の実施を推進するよう努める。

(2) その他の既存建築物

村は、その所有又は管理に係る公共建築物について、耐震診断を計画的に実施し、その結果耐震改修が必要と認められたものについては耐震改修の実施を推進するよう努める。

(3) 非構造部材の耐震対策

村は、その所有又は管理に係る公共建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策を推進するよう努める。

2 民間建築物の耐震性の確保

(1) 耐震性向上の普及、啓発

村は、既存建築物の耐震性の向上のため、広報の充実、相談窓口の設置等により、耐震知識、耐震診断・改修の必要性、補強技術等の普及、啓発を図る。

(2) 民間建築物の耐震診断・改修の推進

ア 村は、民間建築物について、建築物の重要度を考慮しつつ、災害時に重要な機能を果たすべき建築物の所有者に、耐震診断・改修についての自助努力を促すとともに、耐震診断助成制度の充実を図る。

イ 村は、避難住民の安全性を確保すべき避難経路及び震災後の復旧用緊急物資等の輸送経路となる緊急輸送幹線道路沿いの既存建築物、救援活動の拠点となる指定地方公共機関の既存建築物等については、耐震性能の向上に努めるよう指導するとともに、市街地の防災性能の向上に寄与する耐震改修の促進に努める。

(3) 木造住宅の耐震診断・改修の促進

地震による人的被害の軽減のため、住宅の耐震化を進める。特に、古い木造住宅の耐震診断・改修の促進に向けて、ガイドブックの作成、講演会の実施、耐震改修事例集の作成などにより、指導・啓発に努めるとともに、耐震診断・耐震改修の助成制度の充実を図る。

3 落下物・ブロック塀等

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下及びブロック塀等の倒壊に伴う人的、物的被害を防止するため、落下物及びブロック塀等の安全対策について、住民に対する普及、啓発活動を行う。

〔住民〕

外壁タイル及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行うものとする。

4 コンピュータの安全対策

村は、自ら保有する重要な情報システムについて、耐震補強、機器の落下倒壊の防止、データの安全な場所での保管など、所要の安全対策の実施に努める。

5 家具等転倒防止対策

地震発生時に一般家庭等にある家具等什器の転倒による被害を防止するため、住民に対して、家具類の安全対策を広報し、知識の普及を図る。

6 被災建築物応急危険度判定対策

(1) 応急危険度判定士登録の推進

奈良県被災建築物応急危険度判定士養成講習会への職員の受講を促進し、判定士の登録を受けた職員の確保に努める。

(2) 応急危険度判定用資機材の備蓄

県と協議の上、判定用資機材の備蓄に努める。

(3) 震前判定計画の策定

地震発生後において、被災建築物の応急危険度判定を円滑に実施するため、震前において被災建築物等の被害予測に基づいて必要な判定士、必要判定コーディネーター及び本部員数、判定区域及び判定対象とすべき建築物等を把握し、判定活動の作業手順を確認しておく震前判定計画の策定を行う。

第11節 災害に強い道づくり

(農林建設課)

村は、村が管理する道路施設等の防災点検等を実施するとともに、その機能や目的に応じた防災対策や改良整備に努め、ネットワークの充実を含む地震災害に対する耐久性の確保を図る。

具体的な計画については、基本計画編第1章第9節「災害に強い道づくり」に準ずる。

第12節 緊急輸送道路の整備計画

(総務課・農林建設課)

平成7年に発生した兵庫県南部地震や、平成23年に発生した東日本大震災等の経験から、地震発生時やその復旧時において避難拠点や救助活動拠点となる防災拠点を連絡する輸送路となる道路が重要であることから、多重性・代替性を有する緊急輸送道路のネットワーク化を推進する。

また、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、緊急通行車両の事前確認等を行い、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

具体的な計画については、基本計画編第1章第10節「緊急輸送道路の整備計画」に準ずる。

第13節 ライフライン施設の災害予防計画

(総務課・農林建設課・環境衛生課)

生活に直結する水道、電気、ガス、電話等ライフラインにおける災害を未然に防止し、大規模地震災害においても被害を最小限にとどめるための具体的な計画については、基本計画編第1章第11節「ライフライン施設の災害予防計画」に準ずる。ただし、施設の耐震点検や耐震性の向上には特に留意する。

第14節 危険物施設等災害予防計画

(総務課)

地震時における危険物や高圧ガス等の漏洩・爆発等による被害を最小限に抑えるため、各施設の耐震化を図るほか、具体的な防止対策については、基本計画編第1章第12節「危険物施設等災害予防計画」に準ずる。

ただし、次の点には特に留意する。

1 高圧ガス施設

高圧ガス取扱事業所における高圧ガス施設は、過去の震災の経験を生かし、高圧ガス保安法等関係法令により耐震設計基準が定まっており、耐震性を考慮した設計・施工が行われ、地震に対する構造上の安全対策が講じられている。

しかしながら、大規模な地震が発生した場合は、耐震設計で考慮されている要因以外のものや、地盤の液状化による要因で、高圧ガス施設が損傷を受けること等があるため、高圧ガス取扱事業所及び一般消費家庭に対し、次のとおり、設備の設置を推進する。

(1) 高圧ガス事業所

容器（ボンベ）によって高圧ガスを貯蔵している場合にあつては、チェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底

(2) 一般消費家庭

ア 容器（ボンベ）のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底

イ 感震自動ガス遮断装置・ガス放出防止装置等の設置促進。特に、感震自動ガス遮断機能を有するS型マイコンガスメータの積極的な導入

第15節 地盤災害予防計画

(農林建設課)

本村は、地震時において、斜面災害、山地災害等の地盤災害が予想される。このため、これらの災害を防止するため、地震に係る災害危険を解消するため事前対策を計画的に推進する。

急傾斜地崩壊対策等土砂災害に関する避難体制の整備等については、基本計画編第1章第23節「総合的な土砂災害予防対策」に準ずる。ただし、地震災害の予防上重要な以下の事項については、その対策を推進する。

1 地盤災害防止対策の推進

- (1) 山崩れ等の防止対策に当たっては、構造物、施設等の耐震性に十分配慮し、斜面崩壊及び落石等の危険性のある箇所について、災害防除工事等を計画的に実施する。
- (2) 崖崩れや土砂の流出のおそれのある宅地造成工事等について、建築基準法、宅地造成等規制法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき規制を行い、災害防止を図る。
- (3) 地すべり危険箇所の防災パトロール等を実施するとともに、地域住民に対する警戒、避難体制の整備を図る。

2 液状化対策の推進

- (1) 地盤の液状化の可能性がある地域地盤の概要を把握し、公共土木施設等の耐震点検及び施設の設計、計画時において活用努める。
- (2) 施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を図るとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止するため必要に応じ耐震補強の実施に努める。

3 土地利用の適正化

- (1) 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震による宅地への災害を防止するため、より一層、宅地造成等規制法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図る。
- (2) 宅地造成現場の防災パトロールや危険宅地の点検を強化するなど、宅地災害の事前防止のための必要な措置を講ずるとともに、広く住民に、宅地の安全性についての意識の高揚を図る。

4 被災宅地危険度判定対策

- (1) 判定制度の周知等

村は、県の協力を得て、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の確保及び災害時における判定活動の円滑な実施のため、判定制度について普及・啓発を行い、土

木・建築技術者をはじめ、広く一般住民の理解を得るように努める。

(2) 宅地判定士登録の推進

村は、県が実施する宅地判定士の養成講習会への職員の受講を促進し、判定士の登録を受けた職員の確保に努める。

(3) 本部要員の養成

被災宅地の危険度判定に当たっては、判定を実施する村に実施本部を、村への判定士の派遣等の支援を行う県に支援本部を設置し、これらの各本部において、宅地判定士の受入れ、組織化、その他判定実施に係る業務を行うこととなるので、村においては、そのスタッフとなるべき判定業務に習熟した人材の養成に努める。

(4) 判定用資機材の備蓄

村は、県の協力を得て、判定に必要な資機材の備蓄に努める。

5 宅地の安全性の向上

大地震が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の概ねの位置や規模を調査する第1次スクリーニングの実施と大規模盛土造成地マップを作成し、公表・配布、ホームページへの掲載等により住民に広く周知し、災害の未然防止や被害の軽減に努める。

引き続き、第2次スクリーニングを計画的に進めるために調査の優先度について検討を進め、安全性の検証に向けて取り組む。

6 崖地近接危険住宅移転

村は、崖地の崩壊による危険から住民の生命の安全を確保するため、崖に近接する危険住宅の移転を推進し、県は、必要な技術的指導を行うこととする。

第16節 地震火災予防計画

(総務課)

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によるところが大である。したがって震災被害を最小限に軽減するために、消防署は、消防力の強化、消防水利の整備、火災予防のための指導の徹底等に努める。

1 出火防止

消防署は、住民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。

(1) 一般家庭に対する指導

ア ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、地震時にはまず火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと、感震ブレーカー設置等の指導を行う。

イ 対震自動シャ断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。

ウ 家庭用消火器、住宅用火災警報器、消防用設備等の設置並びにこれら器具の取扱い方法について指導する。

エ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。

オ 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。

カ 特に、寝たきり老人、独居老人、身体しょうがい者等のいる家庭については、家庭訪問を実施し、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

(2) 職場に対する指導

ア 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底を図る。

イ 終業時における火気点検の徹底を図る。

ウ 避難、誘導体制の総合的な整備を図る。

エ 災害発生時における応急措置要領を作成する。

オ 自主防災組織の育成指導を行う。

カ 不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。

キ 化学薬品を保有する学校等においては、混合発火が生じないよう適正に管理し、また、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。

ク 危険物施設、高圧ガス（プロパンガスを含む。）施設、電気施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入り検査等を通じて安全対策の促進を図る。

2 初期消火

地震時においては、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効であり、住民による初期消火能力を高め、家庭、地域及び職場における自主防災体制を充実し、消防署と消防団等が一体となった地震火災防止対策を推進する。

〔関係機関〕

○事業所等

- (1) 震災時には事業所独自で行動できるよう事業所における自衛消防組織等の育成強化を図るものとする。
- (2) 職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策を作成するものとする。

3 消防力（消火）の強化

同時多発火災、交通障害、消防水利の損壊等困難な特徴をもつ地震災害が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限に軽減するため、消防署は、消防力の強化に努める。

(1) 消防力の強化

消防施設、装備及び人員の確保に努め、消防力の整備指針を充足させるとともに、消防の機動化、高度化を行い、有事即応体制の確立を図る。

ア 消防資機材等の整備

- (7) 消防署においては、消防ポンプ自動車、水槽付ポンプ自動車等日常火災に対する資機材を整備している。

また、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

- (4) 消防団においては、消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備する。
- (7) 建築物の密集地域には、移動が容易な可搬式動力ポンプを重点的に整備する。

イ 消防団の育成

消防団は、震災時には消防署の活動を補充し、地域の実情に応じた活動が期待されていることから、消防団員の確保に努めるとともに、活性化対策を積極的に推進する。

また、災害活動能力をさらに向上させるため、実戦的な教育訓練を実施する。

(7) 他の組織との関係

a 消防署との関係

地域の防災力の柱となる消防署との連携をさらに強化する。

- ・消防防災に関する普及啓発、特別警戒等の予防活動
- ・地震等の大規模災害時を想定した実践的な実働・図上訓練

b 自主防災組織との関係

自主防災組織との連携をさらに強化する。

- ・定期的な合同訓練等による連携強化

- ・自主防災組織の活性化等を図る際の積極的な協力

c 事業所との関係

団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取組み、事業所の防災活動との連携のための取組みを強化する。

- ・特別の有給休暇（ボランティア休暇）や社内表彰等を活用する事業所に対して表彰制度を創設・充実
- ・事業所の自衛消防組織との連携の促進

d 地域コミュニティとの関係

将来を見据えた住民ニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて消防団の果たすべき役割を検討する。

(4) 消防団員数の確保

a 総団員数の確保

消防団が、要員動員力等の特性を発揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

b 被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

就業構造の変化等に対応し、サラリーマン団員の活動環境の整備を図る。

c 女性団員の確保

d 若年層の入団促進と高齢化への対応

e 機能別分団員（大規模災害・予防広報等特定の活動を実施する分団員）の確保

4 消防水利の整備

地震時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図る。

第17節 地震防災緊急事業五箇年計画

(総務課)

地震防災対策特別措置法の規定に基づき、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区の地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成28年度を初年度とする第五次地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、地震対策の万全を期する。

第18節 防災体制の整備計画

(総務課・農林建設課)

地震が発生した場合、死傷者をはじめ、家屋の倒壊、火災、崖崩れ、水害の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、広範囲にわたって被害が発生することが予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、村は防災関係機関との連携を図り、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進する。

具体的な防災体制の整備状況については、基本計画編第1章第13節「防災体制の整備計画」に準ずる。

第19節 航空防災体制の整備計画

(総務課)

村は、奈良県消防防災ヘリコプターの受入体制を整え、有効に活用することによって、地震災害発生時の被害を最小限に防止できる体制を構築するとともに、併せて、火災等の予防啓発の普及活動を行い、火災等の発生を未然に防止する。

具体的な計画については、基本計画編第1章第14節「航空防災体制の整備計画」に準ずる。

第20節 通信体制の整備計画

(総務課)

村は、防災関係機関と連携を図り、災害時における情報通信の重要性に鑑み、平常時から大規模地震災害の発生に備え、各関係機関において情報収集・連絡体制の整備を図るとともに、通信及び放送施設の耐震対策を講じておく。

なお、具体的な計画については、基本計画編第1章第15節「通信体制の整備計画」に準ずる。

第21節 孤立集落対策

(総務課)

地震による土砂災害等により、孤立集落が多数発生するおそれがあることから、通信及び道路の途絶により孤立する可能性のある地域において、発生の未然防止、及び発生に備えた対策の充実を図る。

村は、道路寸断等による物理的な孤立だけでなく、外部と連絡が取れなくなる通信孤立があることをあらかじめ認識しておく。

具体的な計画については、基本計画編第1章第16節「孤立集落対策」に準ずる。

第22節 医療計画

(住民福祉課)

地震時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱が予想される。

このため、地震発生時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び医療救護班の編成基準など、医療救護体制の整備を計画的に推進する。

被災者に対する医療救護活動についての具体的な計画については、基本計画編第1章第17節「医療計画」に準ずる。

第23節 防疫予防計画

(住民福祉課・環境衛生課)

地震災害の発生に伴う感染症の発生を未然に防止するための防疫組織の確立及びし尿処理・清掃活動体制の確保については、基本計画編第1章第18節「防疫予防計画」に準ずる。

第24節 廃棄物処理計画

(環境衛生課)

震災により排出される廃棄物（倒壊・焼失家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）を迅速に処理し、早期復旧に努める。

また、災害の発生に備え廃棄物処理施設の稼働が円滑に行われるよう平常時より維持管理のための点検や体制づくり等を整備し、対策を樹立する。

具体的な処理計画については、基本計画編第1章第19節「廃棄物処理計画」に準ずる。

なお、廃棄物処理施設の耐震化には特に留意が必要である。

第25節 食料、生活必需品の確保計画

(総務課・住民福祉課・環境衛生課・農林建設課)

大規模な地震が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保する上で食料の調達・供給は重要であり、特に援助物資が届くまでの発災直後は、輸送手段等が限られるため、食料確保のためには備蓄が重要である。また、災害発生時には、住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生ずることが予想される。このため、災害に備えて備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。

地震災害時の住民生活を支えるための食料及び生活必需品に関する具体的な計画については、基本計画編第1章第20節「食料、生活必需品の確保計画」に準ずる。なお、備蓄倉庫等の耐震性

の強化には特に留意する。

第26節 文化財災害予防計画

(教育委員会)

文化財は後世に伝えるべき貴重な財産だが、保存のみでなく活用との調和のとれた維持管理が求められる。災害予防対策はそのような特性を踏まえた、平常時の管理が必要である。

具体的な計画については、基本計画編第1章第21節「文化財災害予防計画」に準ずる。